

指定居宅介護支援事業者 重要事項説明書

厚生省令第38号第4条第1項の規定に基づき、当事業者の居宅介護支援の提供に関し、あなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1 事業者の概要

(1) 名称等

名 称	特別養護老人ホーム白扇閣
所 在 地	〒424-0201 静岡県静岡市清水区承元寺町1341番地
電 話 番 号	054-369-5360
法 人 の 名 称	社会福祉法人 清承会
代 表 者 職 氏 名	理事長 池上直美
管 理 者 職 氏 名	高橋安貴子
介護保険事業所番号	2273200085
指 定 年 月 日	1999(平成11)年8月1日
交 通 の 便	JR興津駅よりバスで約10分
通常の事業の実施地域	静岡市清水区

(2) 職員の概要

職 種	職員数	勤務形態	保有資格の内容
管 理 者	1人	常勤 専従 人 常勤 兼務 1人	主任介護支援専門員1人
介護支援専門員	4人	常勤 専従 4人 常勤 兼務 人人 非常勤専従 人人 非常勤兼務 人人	介護支援専門員4人

(3) 営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日から土曜日 ただし、祝日及び12月30日から1月3日までを除く また、お盆休みをいただく場合があります ※土曜日等勤務した際、平日に振替でお休みをいただく場合があります ※土曜日交代勤務制です(午前中半日勤務の場合もあります)
営 業 時 間	原則、午前8時30分から午後5時30分まで ※午前7時00分から午後4時00分までの勤務や 午前11時00分から午後8時00分までの勤務の場合もあります

2 居宅介護支援の概要

(1) 居宅介護支援の内容

項目	内容・方法等
要介護認定等の申請代行	利用者及び家族の意思を確認した上で、調査表に記入し申請代行を行います。
居宅サービス計画の作成	利用者の心身の状況・生活環境・希望等を考慮し、同意を得た上で継続後30日以内に作成します。
居宅サービス計画作成後の管理 (居宅サービス計画の変更等)	連絡を継続的に行い常に実施状況の把握し、必要に応じて居宅サービス計画の変更等を行います。
サービス事業者等との連絡調整	居宅サービスの提供が確保されるよう、居宅サービス事業者等との連絡調整、その他の便宜の提供を行います。
介護保険施設への紹介	利用者及び家族の意思を確認した上で、施設入所が最適であると判断される場合には、施設の紹介を行います。
その他	

(2) 居宅介護支援の利用にあたって

項目	内容・方法等
サービス提供困難時の対応	適切なサービス提供が困難である場合には、利用者に他の居宅介護支援事業者を紹介します。
サービスの質の向上のための方策	介護支援専門員の資質の向上を図るため、定期的に研修を行います。
介護支援専門員を変更する場合の対応	介護支援専門員を変更する場合は、担当者の引継ぎを必ず行い利用者に不利にならないように配慮します。
プライバシーの遵守	利用者及び家族に関する調査事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約終了後も継続します。
事故発生時の対応	速やかに市町村・家族に連絡し、必要な措置を講じます。また、損害賠償の責に帰すべき事故が発生した場合は、速やかに賠償責任を行います。
介護サービス利用の説明	利用者は、複数の介護サービス事業者を紹介するように求めることができます。また、利用者は、計画書に位置づけた介護サービス事業者を選んだ理由の説明を求めることができます。

3 利用料金

(1) 利用料

原則としてあなたには利用料を請求しません。

ただし、あなたの被保険者証に支払方法変更の記載（あなたが保険料を滞納しているため、サービスを償還払いとする旨の記載）があったときは、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただきます。

この場合、当事業者でサービス提供証明書を発行しますので、この証明書を後日、市の窓口に提出して払い戻しを受けてください。

居宅介護支援費	基本単位
要介護度 1・2	1086 単位／月
要介護度 3・4・5	1411 単位／月
初回加算	300 単位／月
特定事業所加算(Ⅰ)	519 単位／月
特定事業所加算(Ⅱ)	421 単位／月
特定事業所加算(Ⅲ)	323 単位／月
入院時情報連携加算(Ⅰ)	250 単位／月
入院時情報連携加算(Ⅱ)	200 単位／月
緊急時等居宅 カンファレンス加算	200 単位／月
通院時情報連携加算	50 単位／月
ターミナルケア マネジメント加算	300 単位／月
退院・退所加算 (カンファレンス参加:無) (連携 1回)	400 単位／月
退院・退所加算 (カンファレンス参加:無) (連携 2回)	450 単位／月
退院・退所加算 (カンファレンス参加:有) (連携 1回)	600 単位／月
退院・退所加算 (カンファレンス参加:有) (連携 2回)	600 単位／月
退院・退所加算 (カンファレンス参加:有) (連携 3回)	750 単位／月
新型コロナウイルス 感染症への対応の加算	900 単位／月
	所定単位数の 1/1000／月

※利用料は基本単位に単位数単価 10.42 円を乗じたものになります。

※原則として、自己負担される料金はありません。

※介護支援専門員 1 人当たりの利用者の数が 45 人未満の場合。

※ケアプランデータ連携システムの活用又は事務職員配置を行なっている際

は介護支援専門員 1 人当たりの利用者の数が 50 人未満の場合。

(2) 交通費

サービスを提供する実施地域にお住まいの方	無 料
上記以外にお住まいの方	交 通 費 (介護支援専門員があなたのお宅を訪問するための交通費実費が必要となります。)

(3) その他の費用（要介護認定申請代行費等）

--

(4) 支払方法 あなたが当事業者に料金を支払うこととなる場合の支払方法については、月ごとの精算とします。毎月10日までに前月分の請求をしますので、30日以内にお支払いください。

お支払方法は、銀行振込・現金払い・銀行等口座引落の3通りの中から、ご契約の際に選択してください。

4 サービスの終了について

(1) あなたの都合でサービスを終了する場合

あなたいつでも契約を解約できますが、次の場合には、解約料をいただきます。

ア 契約後、介護サービス計画作成段階途中で、あなたの申し出により解約した場合	前記利用料と同額をお支払いいただきます。
イ 市町村への介護サービス計画の届出終了後に解約した場合	解約料は、かかりません。
ウ その他解約により、当事業者に不備の損害を生じさせる場合	アに準じる

その他、当事業者は、あなたがこの契約を継続し難いほどの背信行為を行ったと認めるときは、直ちにこの契約を解約することができます。

(2) 当事業者の都合でサービスを終了する場合

人員不足等、やむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合があります。この場合サービスの提供終了1ヶ月前までに文書であなたに通知し、かつ他の指定居宅介護支援事業者等に関する情報をあなたに提供致します。

(3) 自動終了

次の場合には、自動的にサービスを終了します。

ア あなたが介護保険施設等に入院又は入所した場合

イ あなたの要介護認定区分が要支援、非該当（自立）と認定された場合

ウ あなたが亡くなった場合

5 高齢者虐待防止について

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等の為に、次に掲げるとおり必要な措置を講じます

- (1) 虐待防止の関する責任者を選定しています。

高橋 安貴子 (主任介護支援専門員)

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

- (3) 従業者に対して、虐待防止を啓発・普及する為の研修又は勉強会を実施しています。

- (4) 成年後見制度の利用を支援します。

- (5) 苦情解決体制を整備しています。

サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

6 身体拘束等の適正化について

- (1) 身体拘束のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

- (2) 利用者又は利用者等の生命又は身体を保護する為の緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

7 居宅介護支援に対する苦情

当事業者の居宅介護支援及び当事業者が作成した介護サービス計画に基づいて提供しているサービスについての苦情相談を承ります。サービスの内容に関する事、介護支援専門員に関する事、利用料金に関する事などお気軽にご相談ください。

担当	高橋 安貴子
電話番号	(054) 369-5360
FAX番号	(054) 340-4567
ご利用時間	午前8時30分から午後5時30分まで
行政機関ほか	清水福祉事務所 高齢介護課 (054) 354-2116 静岡県国民健康保険団体連合会 (054) 253-5590

8 ハラスメントへの具体的な取り組み

適切な居宅介護支援の提供を確保・継続する観点から、職務中において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動、また業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動等により、職員の就業環境が害されることを防止する為、当事業所では以下の取り組みを行なっています。

当事業所では、日常的な指導助言や定期的な面談(話し合い)を通じて、日頃の困りごとなども聞き取るようにしています。居宅介護支援という業務性格上(担当制)、何かと自分で悩んで抱え込んでしまう場合があり、また新人職員が管理者(上司)に直接報告・相談をすることが時にハードルが高いと感じためらうこともある為、同じ部署の職員へいつでも相談できる環境を整備しています。更に、毎日の申し送りの際に、表情が冴えない職員がいれば、管理者等から積極的に話を聴くようにするなど、自分で抱え込んでしまわないよう部署全員(職場全体)で解決に導いています。

9 テレワークの扱い

事業所の方針により、原則出勤（常勤の場合は週40時間）
場合によってテレワーク勤務を行うこともあります。その際には、個人情報を適切に管理
していること、利用者の処遇に支障が生じないことを前提としています。

10 業務継続計画策定について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施する為の、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

11 居宅介護支援の公正中立性の確保

前6カ月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護(地域密着型通所介護を含む)、福祉用具貸与の各サービスの利用割合は、別紙のとおりです。

12 福祉サービスの第三者評価の実施状況 無し

年 月 日

(事業者)

居宅介護支援の提供にあたり、この説明書に基づいて重要事項の説明をしました。

所在地 静岡県静岡市清水区承元寺町1341番地

名 称 社会福祉法人清承会
特別養護老人ホーム白扇閣
居宅介護支援事業所

職 名 介護支援専門員

氏 名 

(利用者)

この説明書により、居宅介護支援に関する重要事項の説明を受けました。

住 所

氏 名 

(利用者の家族)

住 所

氏 名 

続 柄

(別紙)

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護(地域密着型通所介護を含む)、福祉用具貸与の利用状況について

前6カ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護(地域密着型通所介護を含む)、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	白扇閣 59.6%	(有)サンクロス セルフケアサポート 15.2%	(株)ニチイ学館 7.6%
通所介護	白扇閣 39.5%	(株)メデカル東海パートナーズ 22.9%	(株)元気広場 清水銀座春日 12.8%
地域密着通所介護	(株)ミライサポート ティサー ビス未来 2.9%	(株)アクタガワ 清水銀座 1.9%	(株)グリーンライフ 伊佐布の里癒庵 1.8%
福祉用具貸与	パナソニックエイジングフリー (株) 31.5%	協和医器機 (株) ベネッセ 21.0%	(有)ヤマシタ 9.4%

※法人ごとに計画数を合計しています。同一の利用者が同一法人の複数の事業所を利用した場合でも計画数は1と数えます。